

賃金控除に関する協定書

甲（使用者：スタイルファクトリー株式会社）と乙（労働者代表：山崎 裕幸）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 甲は、乙の自己申請における、臨時振込並びに当日振込の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - ① 指定銀行への実費での振込手数料
 - ② 現金書留における実費での郵送に関する料金
 - ③ 当日振込において当社が使用するシステム「Advanced pay SAISON」においての一切の手数料並びに利用料。
- 2 この協定は、令和6年2月20日から有効とする。
- 3 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和6年2月19日

甲：スタイルファクトリー株式会社
（使用者職氏名） 代表取締役 福永 裕之



乙：無期雇用派遣労働者（労働者による選挙にて選出）
（労働者代表） 山崎 裕幸

